

新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務内容

1 件名

新宿区学童クラブ等におけるお弁当配送サービス業務委託

2 目的

学童クラブ等利用児童保護者のお弁当作りの負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進することを目的とする。

3 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、お弁当配送実施予定日は学校休業期間（以下(1)～(4)）、始業式、終業式及び修了式実施日並びに入学式及び卒業式実施日（以下(5)～(10)）とし、日曜、祝日及び12月29日から1月3日は除く。

また、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば（以下「ひろばプラス」という。）の実施は平日のみのため、土曜日は除く。

(1)令和9年4月1日から令和9年4月5日まで（春季休業期間）

平日3日間、土曜日1日間

(2)令和9年7月21日から令和9年8月31日まで（夏季休業期間）

平日29日間、土曜日6日間

(3)令和9年12月25日から令和10年1月8日まで（冬季休業期間）

平日6日間、土曜日2日間

(4)令和10年3月25日から令和10年3月31日まで（春季休業期間）

平日5日間、土曜日1日間

(5)令和9年4月6日（1学期始業式）から令和9年4月8日（入学式）まで

(6)令和9年7月20日（1学期終業式）

(7)令和9年9月1日（2学期始業式）

(8)令和9年12月24日（2学期終業式）

(9)令和10年1月11日（3学期始業式）

(10)令和10年3月23日（3学期修了式）から令和10年3月24日（卒業式）まで

4 履行場所

別紙(1)及び別紙(2)のとおり

5 業務内容

(1) 注文の受付、キャンセル及び決済

受託者は、ウェブサイト上に配食弁当受付サイト（以下「注文サイト」という。）を設け、注文サイトの登録手続きを行った児童の保護者（以下「利用者」という。）

から、希望日の前日までお弁当の注文を受け付けること。

なお、お弁当の注文、注文のキャンセル及び数量変更の期限は、お弁当を利用する日の土日祝日を除く前日の正午までとし、お弁当代金は、利用者が注文サイト上にてクレジットカード決済等の電子決済により受託者に直接支払いを行うことができる方法とする。

(2) お弁当の内容

お弁当の内容（メニュー）は、以下のとおりとする。

ア お弁当の量及び質が児童に相応しいこと（以下「10 基準」を参照すること）。

なお、学年によって食べきれる量に差があるため、例えばご飯の量を「普通」と「少なめ」の 2 種類から選択できるようにするなど、柔軟に対応できるようにすることが望ましい。

イ 学童クラブ及びひろばプラス内での調理は不可のため、調理が不要であり、常温での保存が可能であること。

ウ 極力、食品添加物を使用しないこと。

エ 年間を通じてメニューの内容に変化を持たせること。

オ 遺伝子組み換えの原材料は使用しないこと。

カ 衛生面と品質管理に万全を期すること。

(3) お弁当の価格帯

受託者は、お弁当 1 食あたりの価格を税込み 500 円～600 円の範囲内とすること。

(4) お弁当代金の支払い

お弁当代金は、利用者が注文サイト上で、クレジットカード決済等の電子決済により受託者に直接支払う。

(5) 品質管理能力

お弁当の保管及び配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全かつ確実な納品が可能であること。

(6) 提供するお弁当の献立表の作成

受託者は、原則、履行日の 7 日前までに、注文サイトに献立表を掲載すること。

献立表には品書き、アレルギー表示（特定原材料 8 品目）を記載すること。また、可能な限り、原材料の表示に努めること。

(7) お弁当の配送

お弁当は受注数 1 個から配送すること。また、受託者は各履行場所への配送能力があり、適切な配送計画が立てられること。配送に要する経費は委託者が負担するものとし、お弁当価格に転嫁しないこと。

(8) お弁当の納品

学童クラブ又はひろばプラスの開始時間から正午までの間に、各履行場所へ納品することとし、納品時には、納品個数と発注個数を確認すること。また、小学校内学童クラブとひろばプラスの両方を実施している場合は、両方分をまとめて納品すること。

(9) お弁当容器及び残菜の回収

受託者は、各履行場所にお弁当容器及び残菜を午後 2 時から午後 5 時までの間に回収すること。なお、お弁当の容器はリユース食器を使用することとし、カトラリー（箸を含む）は児童の使用に適したものとすること。さらに、残菜等は受託者の責任において処分すること。

(10) 業務報告書の提出

受託者は、学校休業期間及び始業式実施日が終了後、速やかに学童クラブ分とひろばプラス分を区別した配送日及び配送先ごとの受注者数を記載した業務報告書を委託者へ提出すること

(11) その他

注文サイト利用料及びクレジットカード等手数料は、委託者が負担するものとし、お弁当価格に転嫁しないこと。

6 事業計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、以下を記載した事業計画書を委託者に提出すること。

- (1) 緊急連絡体制
- (2) 食品衛生責任者及び調理師免許を有する調理業務従事者等の一覧表
- (3) 各資格の写し
- (4) 各履行場所への配送計画書

7 請求

受託者は、別紙(3)の契約金額支払い表に記載された金額を、学校休業期間及び始業式実施日が終了するごとに請求するものとする。ただし、令和 10 年 3 月の春季休業については、開始から年度末である 3 月 31 日までの間で請求を行うこと。

なお、お弁当代金は、利用者が注文サイト上で、クレジットカード決済等の電子決済により受託者に直接支払うため、委託者に請求しないこと。

(1) 総価契約分

ア 配送費

配送費は、配送にかかる人件費、車両の手配に要する経費、交通費及び保冷材の費用を含めた金額とする。

(2) 単価契約分

ア 注文サイト利用料

お弁当注文数に〇〇円（金額は事業者決定後に確定する。）を乗じた金額とする。

イ クレジットカード等手数料

お弁当注文数に〇〇円（金額は事業者決定後に確定する。）を乗じた金額とする。

8 支払方法

委託者は、業務報告書により履行を確認し、上記 7 による受託者からの請求書を受理した後、支払いを行う。

9 衛生危機管理対応

HACCP に沿った衛生管理に取り組むほか、以下(1)～(3)に取り組むこと。

(1) 食品衛生法の遵守

受託者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の規定による飲食店営業許可を受けているものとし、衛生管理を徹底して食中毒の防止に万全を期すこと。

(2) 異物混入防止

異物混入等の事故が起きないよう、食品衛生責任者による食材料の納入時の立会いと検収を徹底し、点検を実施するとともに、作業開始前に器具等の破損箇所や、破損の恐れがないこと等を十分に確認すること。

その他従事者もお互いに注意喚起等を行うこと。異物混入があった場合又はその疑いがある場合は、食品衛生責任者が、速やかに各履行場所及び発注者へ連絡をすること。

(3) 事故等への対応

食中毒発生時等の事故等、不測の事態に備えた緊急連絡体制を各履行場所責任者及び発注者へ提出すること。

10 基 準

受託者は、下表に示した「児童又は生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準（文部科学省策定）」の基準値（児童（8 歳～9 歳）の場合）以下の基準を確保することを目安に、献立を作成すること。

区分	基準値
エ ネ ル ギ ー (kcal)	650
た ん ぱ く 質 (%)	学校給食によるエネルギー全体の 13%～20%
脂 質 (%)	学校給食によるエネルギー全体の 20%～30%
ナトリウム（食塩相当量） (g)	2 未満
カ ル シ ウ ム (mg)	350
マ グ ネ シ ウ ム (mg)	50
鉄 (mg)	3
ビ タ ミ ン A (μ gRAE)	200
ビ タ ミ ン B 1 (mg)	0.4
ビ タ ミ ン B 2 (mg)	0.4
ビ タ ミ ン C (mg)	25
食 物 繊 維 (g)	4.5 以上

(注1) 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜鉛 … 2 mg

(注2) この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

(注3) 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

11 遵守事項

- (1) 本業務履行により知り得た情報は、業務終了後も漏洩してはならない。
- (2) 事故等の防止に努めるほか、発生時には必要な措置を講じるとともに区に速やかに報告すること。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (4) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (5) 本業務の履行にあたって、受託者は新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。
- (6) 本業務の履行にあたって、注文サイト内で運用するシステムにおいては、安全管理措置の確認を定期的に行うこと。特に、セキュリティ診断、テストを定期的を実施している事を確認し、必要に応じて、確認を行っていることを示す資料の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (7) 受託者は、感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。

12 個人情報の保護及び情報セキュリティについて

本契約の履行に際して取得した個人情報については、関係法令及び本契約の定めに従い、第三者への漏えい、滅失、毀損等が生じないように、適正な安全管理措置を講じること。なお、個人情報の取扱いに関しては、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る申出書」に基づき、適切に対応すること。

13 その他

- (1) 受託者は、受託業務を円滑に遂行するために、従事者のうちから作業現場の業務執行上の責任者を配置し、業務の執行管理及び他の従事者の管理指導に当たること。

- (2) 受託者が業務履行中に、故意又は過失により、区又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担で損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、区と受託者が協議のうえ決定するものとする。また、本業務が令和 8 年 12 月 25 日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号）の適用対象となる場合には、受託者は、同法及び同法関係政省令等の趣旨を踏まえ、本業務の内容および態様に応じて必要な措置を講ずること。